

地方財政の充実について

東 北 部 会 提 出
説明担当 白石市

百年に一度とも言われる世界的な景気後退は、地方経済にも大打撃を与え、三位一体の改革において地方への税源移譲が実現したものの、その一方で、地方側の予想を大幅に上回る規模で地方交付税が削減された結果、多くの自治体では、大幅な歳出の抑制や基金の取り崩しなどを行い、急場をしのぐ厳しい財政運営を余儀なくされております。

また、増加・多様化する行政需要の中、経費の削減や見直しが限界に近い状況にあり、新たな財政需要への対応が難しい状況にあります。

よって、国は、自らが掲げる「地域主権国家」を実現するため、地方の実態を十分に反映した財源を保障し、地域間格差を是正することにより、地方が責任をもって持続的で安定的な行財政運営を図ることができるよう、下記の事項について特段の措置を講じるよう強く要望いたします。

記

- 1 地方交付税総額の決定にあたっては、地方交付税の有する財源調整機能・財源保障機能を強化するとともに、その算定にあたっては、地方財政計画に増大する地方の財政需要を的確に反映し、増額を図ること。
- 2 地方財源不足額の解消は、臨時財政対策債の発行等によらず、地方交付税の法定率の引上げにより、地方交付税を増額して対応すること。
- 3 補助金制度の見直しや一括交付金等の新制度の創設にあたっては、極めて厳しい地方財政の状況を考慮するとともに、地方の意見を十分に踏まえ、必要とする事業の執行に支障が生じないよう、また、その総額確保方策や配分方法などについては、安易に地方負担の増となることのないよう十分に留意した制度設計を行うこと。